

# 居宅介護支援

## 契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対する指定居宅介護支援の提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1. 事業所の概要

事業所の名称	社会医療法人 新潟勤労者医療協会 ケアプランひだまり	県指定年月日	平成16年4月1日
		事業所番号	1570102887
所在地	新潟市中央区附船町1丁目4417番地17号		
電話番号	025-228-2832 025-226-6533	管理者	石井 佳子
営業日	月曜日～金曜日 ただし、祝日・お盆（8/13～8/15）年末・年始（12/30～1/3）は休業とする。		
営業時間	8：30～17：00※緊急時24時間連絡体制を確保し、利用者等の相談に対応する。		
通常の実施地域	新潟市（中央区寄居・新潟柳都圏域・地域包括支援センターふなえ圏域）		
使用する課題分析票	MDS-HC方式		

### 2. 事業所の職員体制

主任介護支援専門員を管理者として配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整えています。

従業員の職種	常勤	非常勤	計
介護支援専門員	0人	0人	0人
主任介護支援専門員	4人	0人	4人

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。また事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供されるサービスが不当に偏ることの無いよう、公正・中立に行います。

### 4. 提供するサービスの内容

- あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握の上、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- あなたの居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、あなたとその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、あなたと事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 事業所よりあなたの心身の情報提供を受けた際は、必要と認めるものを、あなたやご家族の同意を得て主治の医師等に提供します。
- 医療系サービスの利用を希望する場合は、あなたやご家族の同意を得て主治の医師等に意見を求め、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を交付します。
- 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- あなたの要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。
- 事業者は「居宅サービス計画（ケアプラン）」に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合は、その妥当性を検討し利用の必要な理由を記載した上で、保険者に届け出ます。
- 当事業者に対して、特定の居宅サービス事業者だけでなく、複数の居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができ、また当事業者が居宅サービス計画書に位置付けた、居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。
- 障害福祉サービスを利用していた場合は、円滑に介護保険サービスの利用を開始出来るよう、障害福祉制度の相談支援専門員と連携を図るよう努めます。

- 一部の福祉用具に関し貸与又は販売のいずれかを選択できることについて、利用者等に医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた上で、メリット及びデメリットを十分に説明し提案いたします。
- 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。しかし緊急やむを得ず行う場合はその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 5. 利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、**あなたの自己負担はありません。**ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヵ月当たりの料金をお支払いいただきます。その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

### 居宅介護支援の利用料（料金は単位数に地域区分7級地10.21円を乗じた金額です）

#### 【基本報酬】

取扱要件		単位数	
居宅介護支援費 (I) (i)	・介護支援専門員一人当たりの担当件数が45未満（指定介護予防支援の提供を受ける利用者数に3分の1を乗じた数を加えた件数）	要介護度1・2	1,086/月
		要介護度3～5	1,411/月

注：上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合はこれら基本利用料も自動的に改訂されます。尚、その場合は事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	単位数
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合	300/月
入院時情報連携加算(I)	利用者が病院等に入院する際に、入院当日に（営業日営業時間外の場合は翌日を含む）病院等の職員に対して、必要な情報を提供した場合	250/月
入院時情報連携加算(II)	利用者が病院等に入院する際に、入院日の翌日又は翌々日までに（入院日から起算して3日目が営業日でない場合は翌日を含む）病院等の職員に対して、必要な情報を提供した場合	200/月
退院・退所加算(I)イ	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たり病院等の職員から必要な情報の提供を1回受けた上で居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用調整を行った場合	450/月
退院・退所加算(I)ロ	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たり病院等の職員から必要な情報の提供を、カンファレンスにより1回受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合	600/月
退院・退所加算(II)イ	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たり病院等の職員から必要な情報の提供を2回以上受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合	600/月
退院・退所加算(II)ロ	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たり病院等の職員から必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受け、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合	750/月
退院・退所加算(III)	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たり病院等の職員から必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受け、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合	900/月

緊急時等居宅 カンファレンス加算	病院等の求めにより医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、居宅サービス等の利用調整を行った場合	200/回
ターミナルケアマネジメント 加算	在宅で死亡した利用者に対し、終末期の医療やケアの方針に関する利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し状況等を記録し、主治医及び居宅サービス事業所へ提供した場合	400/月
特定事業所加算(Ⅰ)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を全て満たした場合	519/月
特定事業所加算(Ⅱ)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合	421/月
特定事業所加算(Ⅲ)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合	323/月
特定事業所加算(A)	主任介護支援専門員を配置し、事業所間連携により体制確保や対応等を行い、一定の要件の一部を満たした場合	114/月
特定事業所医療介護連携加算	特定事業所加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定し、一定の要件を全て満たした場合	125/月
通院時情報連携加算	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師に利用者の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から利用者に関する必要な情報を受けた上で居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合	50/月
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域(=新潟県の場合は全域)において、通常の事業の実施地域外に居住する利用者へサービス提供した場合	基本報酬単位の5%

【減算】以下の要件に該当する場合、上記の基本単位数から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	基本報酬単価の50%(2月以上継続の場合100%)
特定事業所集中減算	居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について特定の事業者への集中率が、正当な理由なく80%を超える場合(利用割合については別紙参照)	200/月
業務継続計画未実施減算	感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、計画に沿って必要な措置を講じていない場合	基本報酬単価の1%
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置が講じられていない場合 ・虐待防止検討委員会の定期開催と結果について従業員への周知徹底 ・虐待防止のための指針整備 ・従業員に対し虐待防止の研修を定期的を実施 ・上記措置を適切に実施するための担当者を置く	基本報酬単価の1%
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合	基本報酬単価の5%

## 6. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 7. 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

氏名:

連絡先(電話番号): 025-226-6533

## 8. 苦情相談窓口

(1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	電話番号 025-226-6533	面接場所	当事業所の相談室
---------	-------------------	------	----------

(2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	新潟市介護保険課	電話番号	025-226-1273
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号	025-285-3022

## 9. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。
- (3) 入院時は医療機関と連携を図り状態把握等に努める為、入院先の医療機関へ担当ケアマネジャーの氏名等をお伝え下さい。

## 10. サービス利用にあたっての禁止事項

ご利用者・ご家族等から下記のような行為等があり、当事業所の規定するハラスメントに該当すると判断した場合は、契約を終了させていただくとともに、必要に応じ当該市町村に状況報告をいたします。

- ・身体的暴力：暴力、物を投げつける、刃物を向ける、手を払いのける、蹴る など
- ・精神的暴力：暴言、怒鳴る、大声を発する、無理な要求、理不尽なサービスの強要 など
- ・セクシャルハラスメント：体を触る、手を握る、抱きしめる、性的な話や卑猥な言動をする など
- ・その他：担当者の自宅住所や連絡先を執拗に聞く、ストーカー行為、許可なく音声録画や画像、動画を撮影したりSNS等に掲載する など
- ・ペットについて：職員の訪問中にペットを繋かずまたはケージや別の部屋におかず室内に放し、職員に怪我をさせた場合（かかった治療費は全額負担していただきます）

付則 平成25年1月1日一部変更 平成26年4月1日一部変更 平成26年9月16日一部変更 平成27年4月1日一部変更  
平成27年9月1日一部変更 平成28年7月1日一部変更 平成29年10月11日一部変更 平成30年4月1日一部変更  
令和1年10月1日一部変更 令和3年4月1日一部変更 令和3年10月1日一部変更 令和6年4月1日一部変更  
令和7年4月1日一部変更